コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

SystemSoft Corporation
最終更新日:2015年12月25日
株式会社システムソフト
代表取締役社長 吉尾 春樹
問合せ先:管理本部 TEL:092-732-1515
証券コード:7527
http://www.systemsoft.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとっての企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることが極めて重要であると認識しており、そのため、迅速な意思決定と業務執行に対する監督機能強化を目的として執行役員制度を導入するなど、従来からコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。
今後も、経営の透明性及び健全性の確保を図るとともに、経営の監督機能を強化するため、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アパマンショップネットワーク	23,854,700	35.18
丸山 三千夫	1,921,000	2.83
株式会社SBI証券	1,850,000	2.72
楽天証券株式会社	799,000	1.17
丸山 光子	778,000	1.14
松井証券株式会社	696,100	1.02
桑原 光正	602,700	0.88
日本証券金融株式会社	509,500	0.75
御所野 侃	500,000	0.73
藤井　英樹	473,000	0.69

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋　裕次郎	弁護士											
浅子　正明	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　裕次郎	○	昭和53年８月 株式会社辰巳法律研究所 平成２年４月 弁護士登録 平成３年12月 高橋裕次郎法律事務所（現任） 平成26年12月 当社取締役(現任)	高橋裕次郎氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、当社経営に関して客観的な視点から有益なご意見をいただき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任させていただきました。
浅子　正明	○	昭和47年11月 等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和56年３月 公認会計士登録 昭和63年７月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)社員 平成22年１月	浅子正明氏につきましては、公認会計士としての長年の経験と幅広い見識を有しておられることから、当社経営に関して客観的な視点から有益なご意見をいただくことを期待し、選任さ

		日本公認会計士協会自主規制業務本部勤務 平成26年６月 サイボー株式会社社外監査役（現任） 平成27年12月 当社取締役(現任)	せていただきました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、内部統制の有効性の確認及び通常業務の遂行状況について監査を行っており、その実施については、当社の監査役及び監査役会と連携して計画的にすすめております。また、内部監査室が監査により知り得た情報や内部監査報告書は、確実に監査役に報告される体制になっております。
監査役は、会計監査人と必要に応じて随時打ち合わせを行い、情報の共有化を図りながら、相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平山 美智子	他の会社の出身者													
六川 浩明	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		昭和52年９月 都市科学研究所入社研究員 昭和59年６月 株式会社アリス・エフ設立代表取締役 平成５年５月 社団法人情報サービス産業協会理事	

平山 美智子		平成7年6月 通産省(現経済産業省)情報処理振興審議会ソフトウェア部会委員 平成7年9月 労働省(現厚生労働省)男女雇用均等小委員会アジア視察委員 平成7年10月 通産省(現経済産業省)中小企業近代化審議会小委員会委員 平成9年9月 日経連経済構造改革特別委員会委員 平成13年9月 株式会社ビーアイエス総研代表取締役(現任) 平成21年12月 当社監査役(現任)	平山美智子氏につきましては、株式会社ビーアイエス総研ほかにおける企業経営の経験や企業の経営企画部門向けのITコンサルタントとして十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任させていただきました。
六川 浩明		平成9年4月 弁護士登録 平成20年4月 小笠原六川国際総合法律事務所(現任) 平成21年3月 株式会社船井財産コンサルタンツ(現株式会社青山財産ネットワークス)社外監査役(現任) 平成21年12月 株式会社夢真ホールディングス 社外監査役(現任) 平成21年12月 パワーテクノロジー株式会社 社外監査役 平成23年6月 SBIモーゲージ株式会社社外取締役(現任) 平成24年4月 東海大学大学院実務法学研究科 教授(現任) 平成25年1月 当社監査役(現任)	六川浩明氏につきましては、弁護士として十分な見識と高い専門性を有しておられることから、当社の業務執行に対する適法性・適性性を監査いただき、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任させていただきました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに企業価値の向上を意識した経営を推進することを目的として、平成14年にストックオプション制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者　社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

現在ストックオプションとして発行している新株予約権は、平成25年1月1日付で合併したパワーテクノロジー株式会社が新株予約権を発行していたため、合併契約に基づき発行したものです。
また、平成27年12月25日開催の第34回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を含まない。)に対し、年額70,000千円以内の範囲でストックオプションとしての新株予約権を報酬として発行することについて、承認されております。具体的な内容については、今後、取締役会において決定する予定です。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第34期（平成26年10月1日～平成27年9月30日）に取締役に支払った報酬等は次のとおりであります。
取締役 6名 基本報酬 54,750千円（うち社外取締役 1名 基本報酬 2,250千円）
なお、平成24年12月14日開催の第31回定時株主総会において、取締役の年間報酬限度額を282,800千円（うち社外取締役分56,000千円）と定めております。また、平成27年12月25日開催の第34回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を含まない。）に対し、年額70,000千円以内の範囲でストックオプションとしての新株予約権を報酬として発行することについて、承認されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会の決議によって決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

専従スタッフはおりませんが、内部監査室及び管理本部において適宜対応し、取締役会の開催に際しては付議議案に係る資料の事前配付もしくは事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（現状の体制の概要）
当社は、取締役会、監査役会を設置しております。
平成27年12月25日現在、取締役会は取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて随時開催し、経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、監査役会は取締役の業務執行の監査を行うため、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、定期に開催するほか必要に応じて随時開催し、監査役の監査結果について報告し、監査方針、監査計画等を審議し決定しております。
また、当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しており、平成27年12月25日現在の執行役員は3名であります。

（取締役の業務執行及び監査・監督の方法）
当社における取締役の業務執行及び監査・監督の方法につきましては、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス重視の観点から、取締役会規程、職務権限規程等に準拠して、慎重に討議・検討されております。また、内容の不詳・不備な点などは審議する事案の妥当性・正当性の監査・監督の面から、当社顧問弁護士、会計監査人、顧問税理士などから専門的なチェック・意見を受けて、しかる後に取締役会において審議・決議がなされる方法をとっております。
また、取締役候補者の選定や取締役の報酬決定についての機能・会社機関は、同様に事前に具体的な内容が議長（代表取締役社長）から提示され、各取締役の協議がなされ、決定する方法をとっております。

（内部監査及び監査役監査、会計監査の状況）
(1)内部監査
監査部門として内部監査室(1名)を設置しております。内部監査室は社長の直接の指示に従い内部監査業務を行っております。
(2)監査役監査
監査役監査については、監査役は常勤・非常勤に関わらず取締役会、経営会議など重要な会議に出席し、監査役会においては、事業部門及び管理部門の執行役員から業務の遂行状況についてヒヤリングを行うなど、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。監査役は、会計監査人又は内部監査室と必要に応じて随時打ち合わせを行い、情報の共有化を図りながら、相互の連携を高めております。
なお、常勤監査役 福井武義氏は、金融機関における長年の経験と上場企業他社の役員経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(3)会計監査
会計監査については太陽有限責任監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類・データ等を可能な範囲ですべて提供するとともに適正な監査ができる環境を整備し、同監査人は、十分な期間と内容を持った監査を実施しております。
業務を執行した公認会計士の氏名 森内 茂之、渡邊 誠
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他3名であります。

（監査役の機能強化に関する取組状況）
監査役の機能強化に関する取組状況につきましては、1．機関構成・組織運営等に係る事項【監査役関係】「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「社外監査役の選任状況」に記載のとおりであります。

（独立役員の確保の状況）
当社社外取締役である高橋裕次郎氏及び浅子正明氏を独立役員に指定しております。両氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、独立役員に指定いたしました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

重要な経営事項に関しては、定例又は臨時の取締役会において、代表取締役、取締役、監査役が出席の上でその内容を協議・検討しております。協議・検討にあたって出席取締役は業務全般について相互に意見を交わし、執行状況を把握しており、結果、法令の要求（代表取締役及び取締役の業務の執行状況の相互監督・監視機能）を満たしているものと判断しております。
また、執行役員制度の導入により、取締役会の監督機能と各事業部の業務執行機能は明確に区分されております。
これらの結果、十分なガバナンス体制が整っているものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であり、株主総会は12月に開催しておりますので、集中日には該当いたしません。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書又は四半期報告書、決算短信、適時開示資料、年次報告書、株主総会招集通知、決算説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアルにおいて、ステークホルダーに対する責任について規定し、全従業員への周知を図っております。
その他	＜役員会等の男女別の構成＞ 取締役会は、経営上の重要事項に関する審議と経営方針の決定を行います。取締役6名のうち、社外取締役は2名、男性6名の構成です。 監査役は、3名のうち社外監査役が2名を、また女性が1名を占める構成としております。原則として月1回以上監査役会を開催し、取締役の業務執行の適正性について、監査を行っております。 ＜女性の活躍の方針・取り組みに関して＞ 当社では、女性の活躍促進に向けて、特定の委員会等は設置しておりませんが、管理本部を中心に各事業部門と連携し、採用や昇格などあらゆるステージにおいて、性別の区別なく実力や成果に応じた評価を行うとともに、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備や育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりへの取り組みを進めております。 これまでに、育児休業から復職する社員へのフォロー面談や、職場のワーク・ライフ・バランス推進のための管理職向け研修を実施しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業理念を実現しさまざまなステークホルダーと良好な関係を築いていくために、役員及び従業員全員が、法令や社内規程を遵守することはもとより、社会規範を尊重し企業倫理に則った行動を取るべく、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指してまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)コンプライアンス体制の強化を企図して、当社においては複数の社外取締役及び社外監査役を選任するとともに、取締役会規程・業務分掌規程・職務権限規程等を制定し、当該規程等に準拠した取締役の職務執行がなされ、取締役間における相互牽制システムが有効に働く体制の構築を期しております。
(2)コンプライアンス規程を制定し、体系的なコンプライアンス体制を整えております。
(3)経営理念・経営方針を受けて、従業員が遵守すべき行動指針をコンプライアンス・マニュアルにまとめ、従業員に対してその周知を図っております。
(4)階層別に必要なコンプライアンス研修を実施いたします。
(5)各部署にコンプライアンス推進担当者を配置し、経営会議の下に、コンプライアンス推進担当者らを構成メンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、従業員全員にコンプライアンス意識の浸透を図ります。
(6)公益通報者保護法の施行を受けて、内部通報制度(コンプライアンス・ヘルプライン)を整備し、従業員に対してその周知を図っております。
(7)内部監査室において、各部門の業務プロセスをモニタリングし、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めております。
(8)コンプライアンスに関する取組状況を、顧客・取引先・従業員・株主・投資家・地域社会その他当社を取り巻く様々なステークホルダーに積極的に開示いたします。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
稟議規程・文書管理規程・個人情報保護規程を制定し、株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録・稟議書・計算書類・法定書類、その他文書管理規程に定める文書を、関連資料とともに保存しております。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)経営、業務執行における一切の不確実性を有する事象で、「直接又は間接に経済的損失が発生する可能性」、「事業の継続を中断又は停止させる可能性」、「信用を毀損しブランドイメージを失墜させる可能性」などに対して、リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、主要なリスクに関する管理責任者を定めて、当該規程に依拠したリスク管理体制を整えております。
(2)リスク管理のうち、特に危機、緊急事態等の不測の事態が発生した場合に備えて、危機(緊急事態)管理規程を制定し、社長を最高責任者とする緊急時対策本部を設置し、損害の拡大防止、危機(緊急事態)の収束に向けて社内外からのノウハウや協力を得て、継続的に適切かつ迅速な措置を実施するための体制を整えております。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は取締役会規程・業務分掌規程・職務権限規程等に依拠して職務を執行するとともに、効率的・合理的な経営計画及び事業計画を策定・推進するために経営会議等を活用し、全社的な業務の効率化を実現する体制を整えております。

5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社を含めた内部統制システムを構築し、グループ全体におけるコンプライアンス体制、企業集団内部統制の強化を推進いたします。
(2)グループ会社の取締役、執行役員が参加する経営会議を定期的に開催し、重要事項の決定と情報の共有を図ってまいります。
(3)公益通報者保護法の施行を受け、グループ会社からの内部通報を受け付けてグループ全体で自浄作用を発揮いたします。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)内部監査室及び管理本部所属の従業員が監査役の指示を受け監査事項に必要な事項を行うことで対応しており、当該使用人は監査役の補助業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとします。なお、監査役補助を兼任する使用人は、監査役の職務を優先するものとします。
(2)内部監査室は、組織上、代表取締役社長の直轄下に設置され、その人事に関しては他の取締役及び部門等から独立しております。また、内部監査室は、監査計画を独自に設定して、代表取締役社長の承認後に監査実務を執行し、監査報告書等を直接、代表取締役社長及び監査役に提出しております。

7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
(1)定期的に開催される定時取締役会には、監査役も出席して、報告・審議・決裁事項等を取締役と共有しております。また、経営会議等の会議についても、監査役がその必要性を認めた場合に出席しております。
(2)内部監査室が監査により知り得た重要な情報や内部監査報告書も、確実に監査役に報告される体制を整えております。
(3)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告することとします。
(4)監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないこととしております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)会社法に則り規程・監査手順を整備しております。
(2)将来を見据えて実効的な監査を行うための体制を構築しております。
・代表取締役との間に定期不定期を問わず会合を持つための体制を構築しております。
・業務執行者等と積極的な意思疎通を図り、情報収集及び監査役監査の環境整備に努めております。
・内部監査室及び会計監査人との連携を図るための体制を構築しております。
(3)監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じるものとします。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を行う体制を整備し運用しております。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
第34期(平成26年10月1日～平成27年9月30日)における主な取り組みは、以下のとおりであります。
(1)コンプライアンスに対する取り組み
当社の取締役等及び使用人に向けて、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引防止及び法令の遵守に関する全社的な研修を実施し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを継続的に行いました。

(2)リスク管理に対する取り組み
当社の主要な損失の危険に関する事項は、経営会議及び取締役会にて各事業部門の管理者から定期的に報告が行われております。
(3)職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み
取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名も出席しております。取締役会は、計12回開催し、各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行っております。
(4)監査役の職務の執行について
監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、原則として定時取締役会後に引き続き監査役会を開催した上で、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。
また、監査役は定期的に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施いたしました。
(5)内部監査の実施状況について
内部監査室は、内部監査計画に基づき、次に掲げる監査並びにモニタリングを実施し、取締役会及び監査役会に報告を行いました。
・当社における業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理状況に関する業務監査
・財務報告に係る内部統制監査
・内部通報制度の整備・運用状況モニタリング

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルにおいて、「反社会的勢力あるいはその関係者及び関係団体とは、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない」旨を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的行為に加担しないことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
上記の方針を定めたコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを従業員から常時閲覧可能な状態にし、周知徹底を図っております。
また、管理本部を対応統括部署として、管轄警察署などと連携して情報収集を行い、各事業部門の相談窓口になるとともに、万一問題が発生した場合には顧問弁護士及び警察等の専門家に相談し、適切な対応がとれる体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特記すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

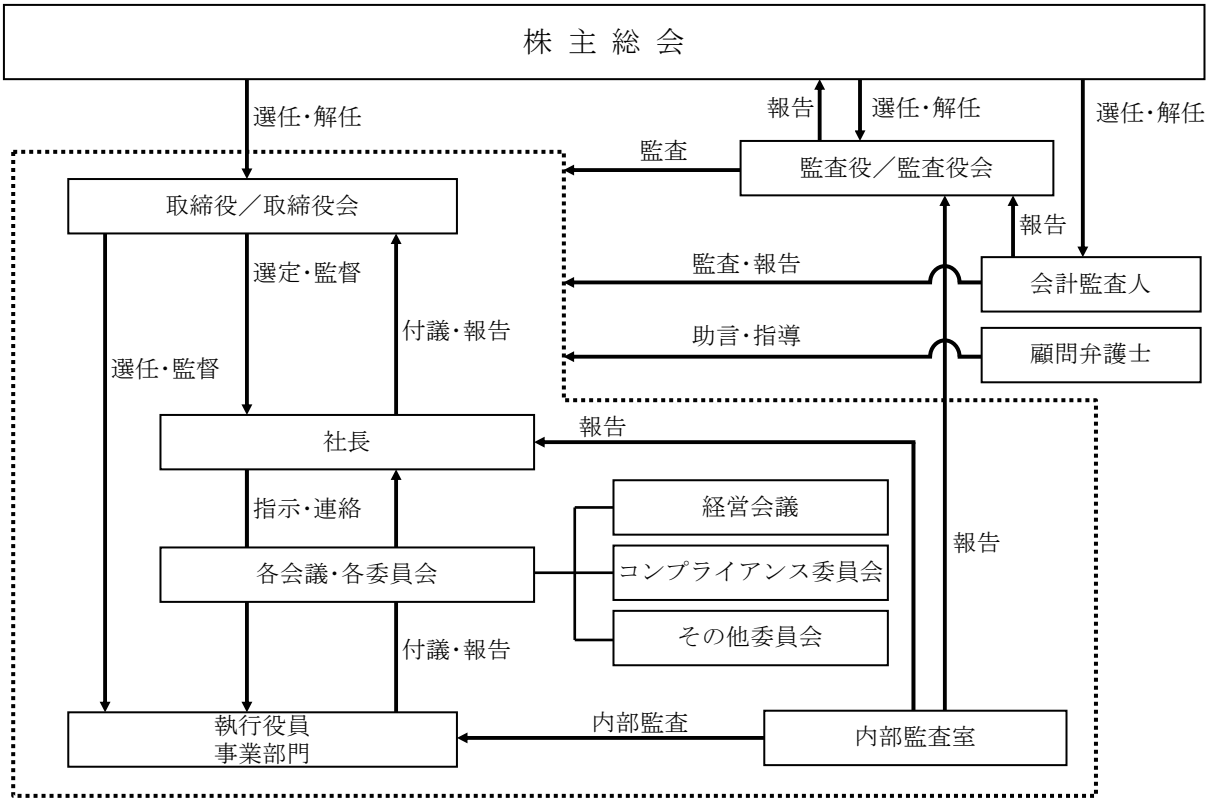
（適時開示体制の概要）
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 適時開示に係る基本方針
当社は、法令の遵守と経営の透明性確保のため、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則に従い、正確、適時（できる限りすみやかに）、公正（法令を遵守し良い情報と悪い情報とを区別せず）かつ公平（全ての株主・投資家に対して平等に）に情報の開示を行うよう努めております。
また、諸法令や適時開示規則に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様にとって当社をご理解いただく上で必要又は有用と判断される情報は、適切な方法によりできる限り積極的かつ公平に開示を行うよう努めております。

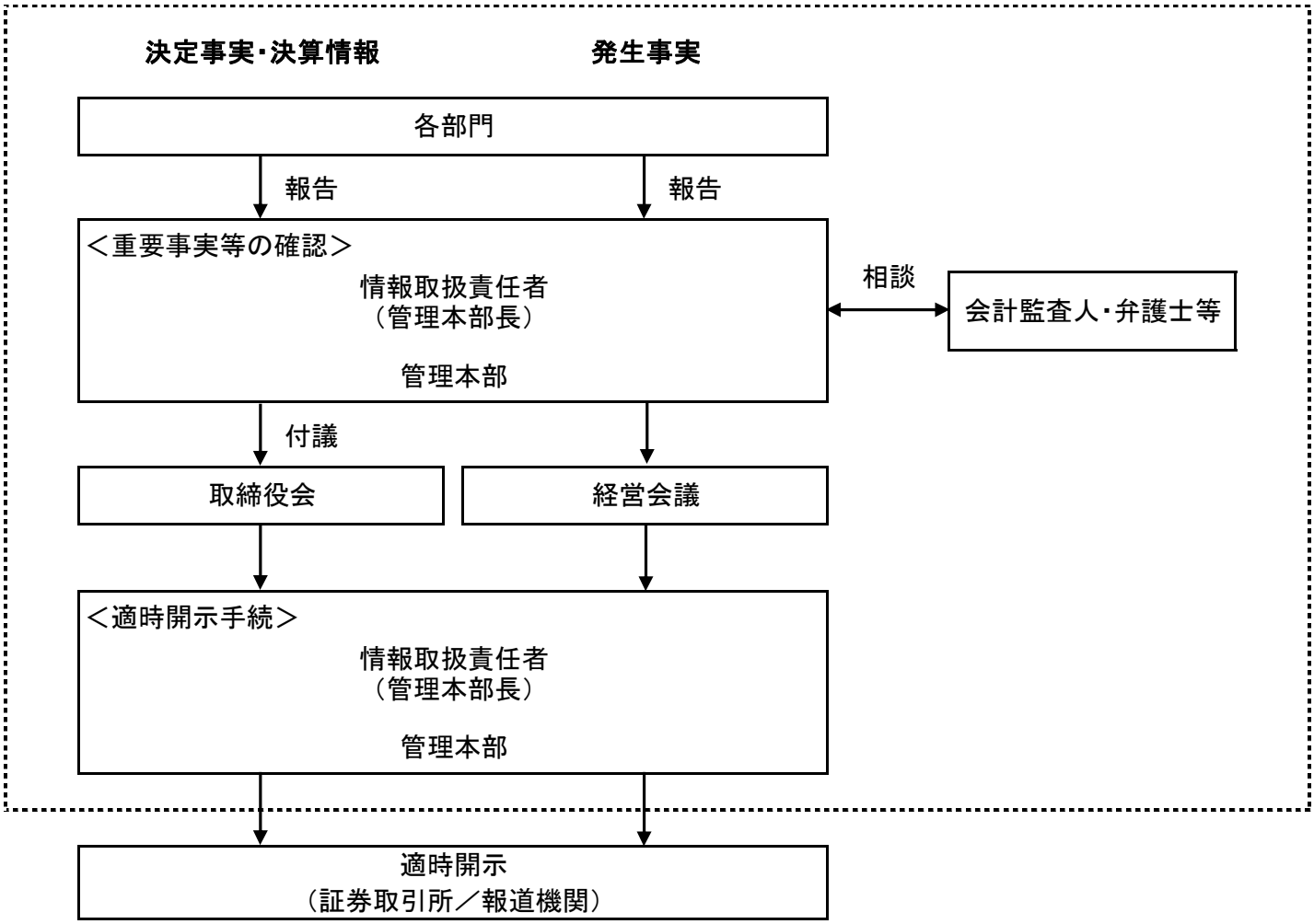
2. 適時開示に係る社内体制
重要事項の開示に関する担当部署を管理本部とし、情報取扱責任者である管理本部長のもと、次のとおり対応しております。
・決定事実及び決算に関する情報につきましては、適時開示の必要性の判断を管理本部にて行い、取締役会の承認後速やかに開示しております。
・発生事実に関する情報につきましては、開示情報となり得る会社情報を有する部門から管理本部が連絡を受け、適時開示の要否を確認したうえで、発生後速やかに開示しております。
・適時開示の要否につきましては、「会社情報適時開示の手引き」に則り、情報を有する部門と連携しながら確認を行っております。また、直近の決算数値データに基づく開示基準の管理を行っております。

3. 適時開示情報の管理体制
適時開示事項を含む内部情報につきましては、「インサイダー取引防止に関する規程」「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に基づき、機密保持と漏洩防止に努めております。

（内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図）



（適時開示体制の模式図）


決定事実・決算情報
発生事実
各部門
報告
報告
＜重要事実等の確認＞
情報取扱責任者
（管理本部長）
管理本部
相談
会計監査人・弁護士等
付議
取締役会
経営会議
＜適時開示手続＞
情報取扱責任者
（管理本部長）
管理本部
適時開示
（証券取引所／報道機関）